

今回のセミナーは、パッケージデザインの要素と法律との関わりはどのようなものか、トラブルを未然に防ぐために必要な知識は何か、役割を果たせる契約とは、等々、受発注の双方の立場から気を付けるべきことを、要点を押えながらお話いただきました。

活動報告A

パッケージデザインに必要な知的財産の知識「契約を中心として」

2011年11月7日(月)18:30~20:30

講師: 弁理士・峯唯夫氏(峯 特許事務所)
 会場: 日本橋DICビル 17F会議室(東京都中央区日本橋3-7-20)
 参加申込数: 84名(内、欠席9名)【内訳】会員: 69名(内、欠席9名)、一般: 15名
 応援スタッフ: JPDA/1名、DIC/1名、事務局/2名
 権利保護委員会: (丸山、時田、徳岡)



(峯 講師)

(会場の様子)
撮影: JPDA事務局

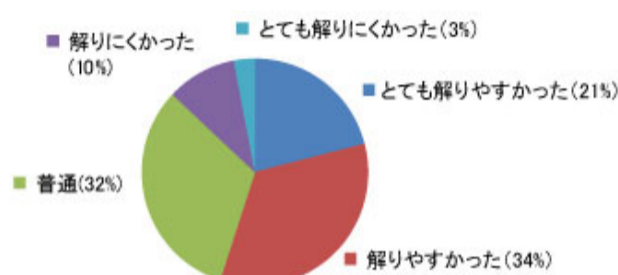
JPDA 知財セミナーアンケート結果より

9設問より、数字で表せる5設問の報告です。
 実質参加者(75名)アンケート回答者(71名)

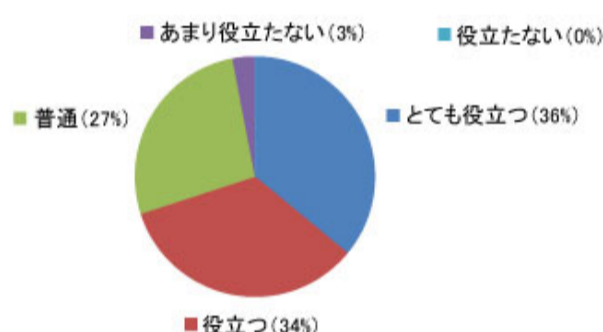
設問1. あなたの所属は。

■A: デザイン制作/法人(30名) ■B: デザイン制作/個人(4名) ■C: 広告代理店(0名)
 ■D: 流通(1名) ■E: メーカー(20名) ■F: 包材、印刷(9名) ■G: その他(6名)
 ■無回答: (1名)

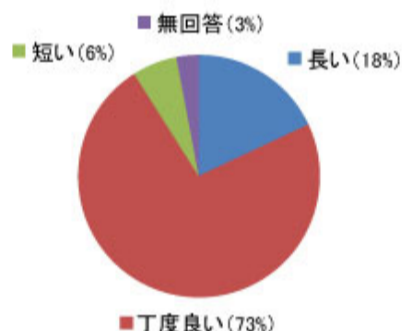
設問2. 講義の内容は解りやすかったですか。



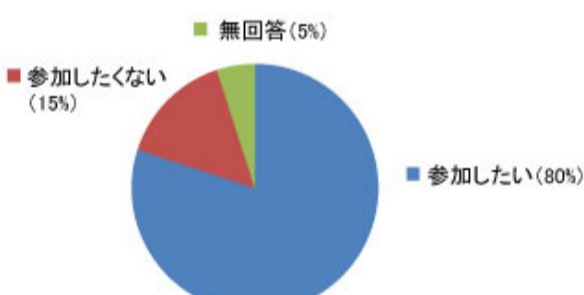
設問3. これからのあなたのお仕事に役立つと思われましたか。



設問4. 講義の時間はいかがでしたか。



設問6. 本日の継続セミナーとして「知財権と契約」続編を実施した場合に参加しようと思われませんか。



(設問5、7、8、9は今回の報告から外してあります。)

〈セミナー概要レポート〉

I部 パッケージデザインの制作に関わる法律

- 形状・構造自体のデザイン
- 模様・図形・写真などを要素とするデザイン
- 商標やキャッチコピーが含まれるデザイン
- 肖像が含まれるデザイン
- 1~4まで、それぞれの「留意点」、「権利の帰属」、「権利の取り扱い」、「権利処理の類型」の説明
- パッケージデザインに関する裁判例
 - 著作権侵害としての事例
 - 不正競争防止法が適用された経緯を説明された事例が紹介された。
- タイフフェイスについては、裁判例および、フリーソフトの使用条件例と使用上の注意
- ソックリ広告の紹介

II部 デザイナー・発注者は各権利とどうつきあうのか

- デザイナーが付き合う権利の整理
 - 意匠登録を受ける権利・これはデザイナーの大切な権利です。
 - 自己が創作した著作物・著作権を持ちます。
 - 他人の著作物を利用する場合・利用するための契約をする。これをしないと発注者から多大な損害賠償請求を受けることがあります。
- 発注者が付き合う権利の整理
 - 創作者の意匠登録を受ける権利を尊重しましょう。
 - 指定したデザインの要素(著作権、商標権等すべて)の権利関係をクリアしておく。
- よくあるトラブルとその原因
 - 不採用デザインの取り扱いとは当事者の合意に委ねられるので、契約に頼るしか無い。
 - チェックポイントの確認をする。(帰属と対価)
 - 無断で改変された場合
 - 著作権が有る場合、著作権を譲渡しても著作人格権は創作者に残る(同一性保持権)
 - 著作権の有無は判断が難しいので、契約で規定する。
 - 著作権がない場合は契約で規定することが必要。
 - 無断で意匠登録された場合、意匠の登録を受ける権利の譲渡をしていなければ冒認出願として、登録は無効になる。
 - 2012年4月以降は、権利を取り戻すことも可能になる。

III部 契約

- 両者の立場・発注者と受注者の意識する箇所
- 契約書で決める事柄
- 契約書の作成・JPDAの契約の雛形を参照しながらの説明

活動報告B

★権利保護委員会 開催★

第五回 2011年10月26日(水)18:30~20:00

■創作証周知のための広報誌原稿の確認、検討
 「D-8創作証とはどのようなものか」をご理解頂くために、12月発行のパッケージデザイン13号に掲載する原稿の準備を進めています。7月にご協力頂いた「D-8創作証、実施に向けてのアンケート」での疑問点の聞き取り、様々なご意見を下敷きに、出来るだけ疑問にお答えする方向で整理しています。

■11月7日契約セミナー当日の対応の準備打合わせ

■12月7日開催予定の知財塾最終回について内容打合わせ